

第1回北竜町議会定例会 第4号

令和6年3月15日（金曜日）

○議事日程

1 諸般の報告

2 委員会報告
第1号 予算審査特別委員会審査報告

議案第12号 北竜町定住促進奨励金等の交付に関する条例の一部改正について

議案第13号 北竜町商工業元気支援応援条例の一部改正について

議案第14号 北竜町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

議案第15号 北竜町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第16号 北竜町介護保険条例の一部改正について

議案第17号 北竜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案第18号 北竜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案第19号 農産物加工実習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について（サンフラワーパーク）

議案第21号 令和6年度北竜町一般会計予算について

議案第22号 令和6年度北竜町国民健康保険特別会計予算について

議案第23号 令和6年度北竜町立診療所事業特別会計予算について

議案第24号 令和6年度北竜町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第25号 令和6年度北竜町介護保険特別会計予算について

議案第26号 令和6年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会

計予算について

議案第27号 令和6年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水
処理事業会計予算について

議案第28号 令和6年度北竜町簡易水道事業会計予算について

3 閉会中の所管事務調査について

4 議員の派遣について

○追加日程

- 1 意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書
- 2 意見書案第2号 食料・農業・農村基本法改正に伴い、基本法に「種子の自給」
を盛り込むことを求める意見書
- 3 意見書案第3号 将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基
本法改正等に関する意見書

○出席議員（8名）

1番	沖 野	学 君	2番	林	佳 子 君
3番	寺 垣	信 晃 君	4番	佐 藤	稔 君
5番	木 村	和 雄 君	6番	澤 田	正 人 君
7番	尾 崎	圭 子 君	8番	中 村	尚 一 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	佐々木	康 宏 君
副 町	長	高 橋	利 昌 君
教 育	長	有 馬	一 志 君
総務課長兼 企画振興課長		南 波	肇 君
住 民 課 長		細 川	直 洋 君
建 設 課 長		奥 田	正 章 君
総務課参事		高 橋	克 嘉 君
産業課長兼 経済ひまわり 推進室長		続 木	敬 子 君
農業委員会 事務局 会長		川 本	弥 生 君
教 育 課 長		井 口	純 一 君

会計管理者
兼出納室長
地域包括支援
センター長
永楽園長
代表監査委員
農業委員会会長

北	清	広	恵	君
神	藪	早	智	君
東海	林	孝	行	君
井	上		孝	君
善	岡	浩	樹	君

○出席事務局職員

事務局 長
書 記

高	橋		淳	君
田	畑	晶	子	君

◎開議の宣告

○議長（中村尚一君） ただいま出席している議員は8名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（中村尚一君） 日程第1、諸般の報告を行います。

令和6年第1回北竜町議会定例会は、3月11日から開会されております。町長から提出された案件中議案第12号から議案第28号までの審議は、予算審査特別委員会に付託されております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 委員会報告第1号

○議長（中村尚一君） 日程第2、委員会報告第1号、議案第12号から議案第28号までを議題といたします。

予算審査特別委員長から審査の結果を報告願います。

7番、尾崎議員。

○予算審査特別委員長（尾崎圭子君） 令和6年度会計予算審査特別委員会意見。

令和6年3月13日、第1回北竜町議会定例会において本特別委員会に付託された議案第12号から議案第28号までの17件については、3月12日と13日にそれぞれ所管担当部局の説明を聴取し、審査を行ったところであります。

審査の結果として、指摘事項4件、口頭意見1件を申し上げて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

初めに、指摘事項について申し上げます。北竜版まちづくり会社設立支援事業について。将来の北竜町にとって、高齢化や人口減少に対応するために重要な事業と考える。北竜町全体として、あらゆる業種の活性化を推進するために、町民理解を第一に実施されたい。

次に、北竜町乗合タクシー事業について。空知中央バス北竜深川線の廃止や町内のタクシー利用の不便さから、利用の在り方に課題がある。ライドシェアの在り方も含めて、北竜町の実情に合わせた交通対策を構築されたい。

次に、空き家対策について。これまで空き家対策については、移住・定住につながる取組が取られていない状況にある。近年、全国的に田園回帰や移住・定住対策がマスコミで取り上げられ、地方自治体においても廃屋となる空き家をリノベーションして有効活用している市町村も多く見受けられることから、先進自治体を参考にしながら北竜町への移住や定住に活用する努力をされたい。

次に、サンフラワーパーク北竜温泉の指定管理委託について。指定管理とは、民間活力

導入による効率的経営を行うことが目的である。しかし、北竜振興公社が指定管理委託を受けているが、民間活力が発揮されているとは言い難い状況が見受けられる。人口減少対策や雇用・労働環境の維持、ひまわりを活用した観光や町民の福祉と健康に資する施設として重要な位置づけにあるが、町として大きな経済的な負担が伴う事業でもあり、本旨を忘れることなく経営改善に努力されたい。

次に、口頭意見を申し上げます。商業活性化施設ココワ並びに移動販売システム構築事業について。現在、北竜町から週1回、ココワに雨竜町民を乗せた買物バスが運行しているが、移動販売システムの構築と併せて両町協議の下で北竜温泉の利用も含めた相互利用事業の検討をされたい。

以上、予算審査特別委員会委員長報告といたします。

なお、丁寧に説明をしていただきました職員の皆様に感謝とお礼を申し上げます。

令和6年3月15日、北竜町議会議長、中村尚一様。予算審査特別委員会委員長、尾崎圭子。

○議長（中村尚一君） 各委員、付け加えることはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

この際、理事者において発言があればこれを許します。

佐々木町長。

○町長（佐々木康宏君） 新米町長の佐々木です。2日間の予算審査特別委員会審議、本当にありがとうございました。先ほど委員長、副委員長から文書による指摘事項を4件、そして口頭の意見1件というふうに承りました。

今回の予算、骨格ということではありますけれども、4件の指摘事項について、それぞれ幹部職員あるいは一般職員、全ての職員が共有できるように周知をいたします。その中で解決に向けて取り組みたいと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。特に空き家対策、サンフラワーパークの件については、何度もご指摘を受けているところがあります。十分に結果が見えるような回答ができるように努力をいたしますので、よろしく願いをいたします。

それと、口頭の商業活性化施設ココワに関して、お隣の町との協議ということでもありますので、これも含めて両町仲よく、いいまちづくりができるように頑張りたいと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

そして、委員長のほうから職員の説明等、十分なお礼をいただき、大変に感謝を申し上げます。今後とも引き続きよろしくお願いを申し上げて、私からの回答とさせていただきます。今後ともよろしくお願いをいたします。

○議長（中村尚一君） 質疑、討論を省略し、採決をいたします。

議案第12号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第12号 北竜町定住促進奨励金等の交付に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

議案第13号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第13号 北竜町商工業元気支援応援条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

議案第14号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第14号 北竜町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

議案第15号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第15号 北竜町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

議案第16号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第16号 北竜町介護保険条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

議案第17号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第17号 北竜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

議案第18号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第18号 北竜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

議案第19号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第19号 農産物加工実習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

議案第20号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について（サンフラワーパーク）は、原案どおり可決されました。

議案第21号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第21号 令和6年度北竜町一般会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第22号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第22号 令和6年度北竜町国民健康保険特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第23号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第23号 令和6年度北竜町立診療所事業特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第24号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第24号 令和6年度北竜町後期高齢者医療特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第25号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第25号 令和6年度北竜町介護保険特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第26号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第26号 令和6年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第27号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中村尚一君) 全員挙手です。

したがって、議案第27号 令和6年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第28号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中村尚一君) 全員挙手です。

したがって、議案第28号 令和6年度北竜町簡易水道事業会計予算については、原案どおり可決されました。

◎日程第3 閉会中の所管事務調査について

○議長(中村尚一君) 日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

局長、朗読をお願いします。

○事務局長(高橋 淳君) (朗読、記載省略)

○議長(中村尚一君) 本件について、申出のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申出のとおり許可することに決定いたしました。

◎日程第4 議員の派遣について

○議長(中村尚一君) 日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。

局長、朗読願います。

○事務局長(高橋 淳君) (朗読、記載省略)

○議長(中村尚一君) ただいまの局長朗読のとおり派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、提出のとおり許可することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時16分

○議長（中村尚一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長（中村尚一君） お諮りいたします。

ただいま議員から意見書案3件が提出されました。

この際、日程に追加し、議題にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 意見書案第1号

○議長（中村尚一君） 追加日程第1、意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書についてを議題といたします。

本件については朗読を省略し、提案者の説明を願います。

7番、尾崎議員。

○7番（尾崎圭子君） 意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書。

上記の意見書案を会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和6年3月15日、北竜町議会議長、中村尚一様。

提出者、北竜町議会議員、尾崎圭子、賛成者、北竜町議会議員、澤田正人。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣。

意見書。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言える。

冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示ルールを定めた法律の制定が不可欠である。

再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、国においては、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求める。

記。

1、再審請求手続において捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。

2、再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年3月15日、北海道雨竜郡北竜町議会議長、中村尚一。

○議長（中村尚一君） 提案理由の説明が終わりました。

意見書案第1号について、質疑があれば発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 討論を終わります。

採決をいたします。

意見書案第1号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書については、原案どおり可決されました。

直ちに提案どおり関係省庁に対し本意見書を送付いたします。

◎追加日程第2 意見書案第2号

○議長（中村尚一君） 追加日程第2、意見書案第2号 食料・農業・農村基本法改正に伴い、基本法に「種子の自給」を盛り込むことを求める意見書についてを議題といたします。

本件については朗読を省略し、提案者の説明をお願いします。

7番、尾崎議員。

○7番（尾崎圭子君） 意見書案第2号 食料・農業・農村基本法改正に伴い、基本法に「種子の自給」を盛り込むことを求める意見書。

上記の意見書案を会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和6年3月15日、北竜町議会議長、中村尚一様。

提出者、北竜町議会議員、尾崎圭子、賛成者、北竜町議会議員、木村和雄。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

食料・農業・農村基本法改正に伴い、基本法に「種子の自給」を盛り込むことを求める意見書。

コロナ禍以降、世界各地の紛争や気候変動、円高などにより、輸入頼みには大きなリスクがあることが明らかとなり、中でも食料の自給は多くの国民の関心事になっている。

特に種子は農業にとって基本的で不可欠の要素であり、その自給が危うければ、食料の自給も万全とは言えない。

一方これまでに公的に守られてきた種子の自給、つまり地方の試験場と採取農家が連携し、その土地の気候や風土に合った優良な種子を生産してきた技術は担い手の高齢化等で失われつつある。

地域の環境で生物多様性に沿う種子は一度失われたら取り戻すことは難しく他の生産資材とは一線を画するものである。

よって国におかれましては第213回国会で審議される「食料・農業・農村基本法」改正において次の事項を実現されるよう強く要望する。

1、「食料・農業・農村基本法」改正に「種子の自給」を盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年3月15日、北海道雨竜郡北竜町議会議長、中村尚一。

○議長（中村尚一君） 提案理由の説明が終わりました。

意見書案第2号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 討論を終わります。

採決をいたします。

意見書案第2号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号 食料・農業・農村基本法改正に伴い、基本法に「種子の自給」を盛り込むことを求める意見書については、原案どおり可決されました。

直ちに提案どおり関係省庁に対し本意見書を送付いたします。

◎追加日程第3 意見書案第3号

○議長（中村尚一君） 追加日程第3、意見書案第3号 将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書についてを議題といたします。

本件については朗読を省略し、提案者の説明を願います。

5番、木村議員。

○5番（木村和雄君） 意見書案第3号 将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書。

上記の意見書案を会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和6年3月15日、北竜町議会議長、中村尚一様。

提出者は北竜町議会議員、木村和雄、賛成者、北竜町議会議員、尾崎圭子。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、総務大臣、厚生労働大臣であります。
将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書。

前段の文章を割愛させていただきまして、後段、下から6段目から朗読いたします。

また、適正な価格形成では、生産コストの転嫁のあり方とともに、消費者への理解醸成が必要であり、さらには、不測時に対応した食料確保にあたり、生産者等に罰則を科すことは生産の自由を奪う危険性があります。

つきましては、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の意見に寄り添った農政の確立に向け、食料・農業・農村基本法の改正など関連法案について、下記の事項を要望いたします。

記。

1つ、基本法の改正にあたっては、食料安全保障の強化にむけて農業予算を拡充し、農業基盤の整備や官民一体となった備蓄制度の構築、海外への食料援助を含む輸出体制の強化など輸入に依存しない国内自給を基本とすること。

また、新たな基本計画の策定については、目標達成の状況調査・公表のみならず、未達成品目の実効性を確保する具体的な施策と予算措置を図ること。

2、適正な価格形成については、コスト上昇分をすべて価格に反映すると消費減退を招き、農業者は生産調整を強いられることから、消費者への理解醸成を図るとともに新たな所得政策を構築すること。

3、不測時の食料確保について、農畜産物の需給調整では、生産者と生産団体等で行われることから、生産者等への罰則を設けるのではなく、まずは国が責任をもって需給調整に参加することを明確化し、生産の自由を奪うことのないよう慎重な対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年3月15日、北海道雨竜郡北竜町議会議員、中村尚一。

以上でございます。

○議長（中村尚一君） 提案理由の説明が終わりました。

意見書案第3号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 討論を終わります。

採決をいたします。

意見書案第3号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号 将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書については、原案どおり可決されました。

直ちに提案どおり関係省庁に対し本意見書を送付いたします。

◎閉会の議決

○議長（中村尚一君） 本定例会の会議に付された案件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（中村尚一君） 本日の会議を閉じます。

これで令和6年第1回北竜町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員